



11月は「年金月間」です

あなたに身近で大切な「国民年金」について
じっくり考えてみませんか。

問い合わせ 保険年金課 (☎402259)・ねんきんダイヤル (☎0570・05・1165)

国民年金の種類

日本国内に住む20歳以上60歳未満の全ての人
が国民年金へ加入しなければなりません。被保険
者は職業などにより3つに分類されます。

- ▶ **第1号被保険者**…自営業・学生など
→保険料を自分で納める必要があります
- ▶ **第2号被保険者**…会社員・公務員など
→保険料は、給与天引きされます
- ▶ **第3号被保険者**…第2号被保険者に扶養されて
いる配偶者
→保険料を納める必要がありません。第2号被
保険者の年金制度で負担します

保険料と納付方法

令和6年度の保険料は、月額1万6,980円です。
保険料の納付は、日本年金機構から送られた納
付書により、金融機関・ゆうちょ銀行・コンビニ
エンスストアなどで納めます。その他、口座振替・
クレジットカード・スマートフォン決済アプリ
(AEONPay・auPAY・d払い・PayB・PayPay・
LINEPay・楽天ペイ)も利用できます。

保険料の納付が困難なときは

所得の減少や失業などで保険料の納付が困難な
ときは、申請により保険料が免除や猶予される制
度があります。

▶ **保険料免除制度**…本人・世帯主・配偶者の前年
所得に応じて保険料の全額または一部が免除され
ます

【国民年金給付の種類(各要件があります)】

給付の種類	受給対象者など	年金額(年額)
老齢基礎年金	保険料を納めた期間(免除・猶予期間を含む)が10年以上ある人が、原則として65歳から受け取れます	81万6,000円 ※20～60歳まで40年間、全ての保険料を納めた場合
障害基礎年金	国民年金加入中や20歳未満、被保険者資格喪失後60歳から65歳未満の人で、病気やけがで、一定の障がいが残ったときに支給されます。障がいの等級に応じて1級と2級があります	1級障がい＝102万円 2級障がい＝81万6,000円
遺族基礎年金	国民年金の被保険者や被保険者であった人が死亡した場合に、その遺族に支給されます。受けられるのは死亡した人に生計を維持されていた子ども*または、子ども*のいる配偶者です ※18歳未満もしくは障がいのある20歳未満の子ども	子どもだけの場合＝81万6,000円 子どものいる配偶者の場合(子1人)＝105万0,800円 ※子どもの人数に応じて年金額が変わります

▶ **納付猶予制度(50歳未満が対象)**…本人と配偶者の前年所得が一定以下の場合、保険料が猶予されます

▶ **学生納付特例制度**…大学・短大・専門学校などの学生で前年所得が一定以下の場合、在学期間中の保険料が猶予されます

便利でお得な口座振替

口座振替は納め忘れの心配がなくなるだけでなく、1カ月当たりの保険料が割り引きされる「前納」や「早割」を選択することもできます。

▶ **口座振替の申し込み・手続き**…基礎年金番号の分かる物・預金通帳・届出印・身分証明書を持って、金融機関または保険年金課へお越しください

【お得な振替方法】

振替方法	納付時期	本来の保険料	前納による保険料	割引額
2年前納* (4月から翌々年3月分)	4月中	41万3,880円	39万7,290円	1万6,590円
1年前納 (4月から翌年3月分)	4月中	20万3,760円	19万9,490円	4,270円
6カ月前納 (4月から9月分) (10月から翌年3月分)	4月末 10月末	10万1,880円	10万0,720円	1,160円
当月末振替 (早割)	当月末	1万6,980円	1万6,920円	60円

*1万6,980円(6年度分)×12カ月＝20万3,760円と1万7,510円(7年度分)×12カ月＝21万0,120円の合計です

エコドライブ月間

エコドライブとは、環境に配慮した運転で燃料消費量を減らし、温室効果ガス排出量を減らす取り組みです。ゼロカーボンシテイ実現に向けた一歩となる「エコドライブ10のすすめ」を実践しましょう。

エコドライブ10のすすめ

ふんわりアクセル▽車間距離にゆとりを持つ▽減速時は早めにアクセルを離す▽エアコンの適切な使用▽アイドリングストップ▽渋滞を避ける▽タイヤの空気圧チェック▽不要な荷物は下ろす▽走行を妨げる駐車はやめる▽自分の燃費を把握する

問い合わせ 環境課 (☎40264)

女性の人権ホットライン

女性の人権ホットライン強化週間中は、電話相談窓口の受付時間を延長します。人権擁護委員と法務局職員が対応し、秘密は固く守ります。

期間 11月13日(水)～19日(火)

受付時間 ▽平日 午前8時30分～午後7時▽土・日曜日 午前10時～午後5時

※通常の受付時間は、平日の午前8時30分～午後5時15分

電話番号 0570・070・810

問い合わせ 前橋地方法務局 (☎027・221・446)

6・地域づくり課 (☎40211)

第1・3日曜日のごみ受け入れ時の 事前予約制度を導入します



問い合わせ 清掃センター (☎238305)

清掃センターでは、第1・3日曜日の午前中に家庭ごみの受け入れをしていますが、11月17日の持ち込みからは事前の予約が必要になります。

導入開始日 11月17日(日)(7日(木)午前8時30分から予約開始)

※受け入れ日の10日前から前日まで予約可能

予約方法 右上の2次元コードを読み取りまたは電話で清掃センターへ

予約に必要な情報 ▶申込者の情報(氏名・住所・電話番号など)▶持ち込むごみの種類▶持ち込み時の車両ナンバー▶持ち込み希望日時

対象 市内で発生した家庭ごみ

※収集所に出せるごみは収集所に出し、指定ごみ袋に入らない粗大ごみなど、収集所に出せないごみのみ直接持ち込んでください

搬入回数 1日1回

持ってくる物 運転免許証またはマイナンバーカード

その他 ▶受け入れ時間(午前8時30分～11時30分)を30分ごとに区切り、予約数の上限を設けて受け付け

▶詳細は市ホームページ(右上の2次元コードを読み取り)を確認してください

